

民間船舶の運航・管理事業（旅客船） 特定事業の選定について

1 事業の名称

民間船舶の運航・管理事業（旅客船）（以下「本事業」という。）

2 事業の対象となる公共施設等の種類

自衛隊の任務遂行に供する船舶（以下「本事業船舶」という。）2隻

3 公共施設等の管理者等

防衛大臣 中谷 元

4 事業の内容

入札公告等に定める手続きによって選定された民間事業者は、本事業の遂行のみを目的とした、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社（以下「事業者」という。）を設立し、本事業に係る次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 本事業船舶の調達に関する業務
- (2) 本事業船舶の維持管理に関する業務
- (3) 本事業船舶の運航に必要な船員（以下「本事業船員」という。）の雇用・養成に関する業務
- (4) 本事業船舶の運航に関する業務
- (5) 本事業の全般管理に関する業務

なお、事業者は、防衛省の輸送所要に係る運航に支障を及ぼさない等の一定の条件を満たす範囲において、民間の輸送所要に対する商業運航（以下「民間収益事業」という。）を積極的に行うことが強く期待されている。その際、事業者は、民間収益事業に係る運航で得られた売上額（収益）から民間収益事業に係る運航実費、国に納付する利用対価相当額（国庫返納額）を差引いた金額を利益として得ることができる。

5 事業方式

本事業について、事業者は、自らの資金で本事業船舶を調達した後、事業期間中、本事業船舶の所有権を有し、事業終了以降も防衛省に譲渡しない、いわゆるB O O（Build-Own-Operate）方式により実施する。

6 事業期間

本事業の事業期間は、本事業の実施に係る契約（以下「事業契約」という。）の締結の日から令和17年12月31日までの約11年間を予定している。

本事業の概要スケジュールは以下のとおりである。

令和7年3月頃	事業契約の締結
事業契約締結～令和7年12月31日	本事業船舶の調達
令和8年1月1日～令和17年12月31日	本事業船舶の運航
令和17年12月31日	事業契約の終了

なお、本事業契約の終了を予定する時点において、本事業船舶を継続して使用することが有効と認められる場合、防衛省は事業者と協議し合意のうえ、当該延長可能と見込まれる時点まで本事業の事業期間を延長することができる。

7 本事業の実施に要する費用

本事業は、いわゆるサービス購入型によって実施するものとし、防衛省は、事業者が本事業を実施するに当たり要する費用（以下「サービス対価」という。）を、本事業船舶の運航を開始してから事業期間終了までの期間にわたり平準化して支払うこととする。

ただし、本事業船舶の運航に必要な燃料代並びに出発港、中継港及び到着港における岸壁使用料等の経費は、運航内容等により変動するため、事業契約に基づくサービス対価とは別に、輸送役務契約を都度契約し、運航経費を支払うこととする。

8 公共施設等の立地並びに規模及び配置

(1) 本事業船舶の基本的な機能に関する事項

本事業船舶は2隻とし、事業期間に亘り同一の船舶で運航可能なものとする。なお、いずれも近海区域を航行可能な船舶とする。

(2) 本事業船舶の係留施設に関する事項

事業者は、本事業船員の業務従事条件や本事業船舶の運航条件等を踏まえ、日常的に本事業船舶を係留する港湾等（以下「係留施設」という。）を確保する。

係留施設は、原則として、日本国内における港湾の範囲で事業者の提案によるものとする。なお、事業期間中、原則として同一係留施設の継続利用を前提とする。ただし、やむを得ない事由により継続利用が困難となった場合や防衛省が要請する場合は、防衛省と事業者との協議により、事業期間中における係留施設の変更を行う場合がある。

9 本事業をPFI方式で実施することの定量的評価

本事業について、防衛省が直接実施する場合とPFI方式で実施する場合を比較する

に当たって、その前提条件を付紙のとおり設定した。当該前提条件のもとで、P F I 方式の実施により得られる定量的効果について分析を行ったところ、本事業をP F I 事業として実施する場合には、防衛省が直接実施する場合に比べて、本事業に必要な防衛省の負担額は、現在価値ベースで約2. 9 7 %程度軽減されることが見込まれる結果となった。

なお、これらの前提条件は、仮定のものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

10 本事業をP F I 方式で実施することの定性的評価

本事業をP F I 方式により実施する場合には、次のような定性的効果が期待される。

- 常時運航可能な民間船舶を確保することによる、島嶼部への侵攻阻止に必要な部隊等の南西地域への迅速かつ確実な輸送及び住民避難や災害時の対応における活用に必要な自衛隊の海上輸送力の補完
- 我が国の安全保障上、緊急性の高い防衛出動等の事態に際して、本事業船舶を自衛隊自ら運航することが可能な体制の実現
- 海上輸送に精通した民間の技術的知見やリスク管理能力を最大限に活用することによる、確実かつ効率的な本事業船舶の調達、維持管理及び安定的な運航
- 民間資金を活用し、サービス対価として毎年均等額を支払うことによる財政支出の平準化
- 民間収益事業が実現した場合における、本事業に係る財政負担の低減
- 本事業に係る業務を事業者に一括発注し、防衛省は業績監視（モニタリング）に注力することによる、防衛省による調達、維持管理及び運航業務の負担軽減

11 本事業をP F I 方式で実施することの総合的評価

本事業をP F I 方式で実施することにより、定量的及び定性的効果を期待できることから、本事業をP F I 方式で実施することが適当であると認め、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成1 1 年法律第1 1 7号）第7条の規定に基づき、特定事業として選定する。

定量的評価の前提条件

1 PSC と PFI-LCC と VFM の値		
項目	値	備考
①PSC(現在価値ベース)	(非公表)	・その後の入札等において正当な競争が阻害されるおそれがあるため、①～③については公表しない。
②PFI-LCC(現在価値ベース)	(非公表)	
③VFM(金額)	(非公表)	
④VFM(割合)	約2.97%	

2 VFM 検討の前提条件(※)		
項目	値	算出根拠 (公表しない場合はその理由)
①割引率	1.33%	・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」及び「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」を踏まえ、1.33%に設定した。(実質値ベースの割引率)
②物価上昇率	—	・各業務の費用は実質値によるため、事業費の算定には物価上昇率は加味しない。
③リスク調整値	(非公表)	・事業者に移転されるリスクを定量化したリスク調整値として保険料(船体保険料・P&I保険料)を設定し、PFI-LCCと同額として加味した。 ・その後の入札等において正当な公表が阻害されるおそれがあるため、値は公表しない。

※1 事業者自らの提案により実施されるため、民間収益事業による財政負担の軽減効果は考慮していない。

※2 本事業船舶の運航に係る実経費については、事業契約に基づくサービス対価とは別に契約する輸送役務契約に基づき支払うことから、当該運航経費は考慮していない。

※3 上記に加えて、税の還元等の調整として、防衛省が支払う消費税(10%)のうち国税相当分(7.8%)及び事業者が支払う法人税等のうち国税相当分を還元している。

3 事業費などの算出方法			
項目	PSCの 費用の項目	PFI-LCCの 費用の項目	算出根拠
①1号船舶サービス対価の算出方法	1号船舶調達費 (このうち資金調達に係る費用は③を参照のこと。)	・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用等 ・保険料 ・建中金利 ・融資形成手数料 等	・船舶調達に係る必要経費については、PSC及びPFI-LCCともに、同様の前提条件のもと、見積額を算出した。

	1号船舶維持管理・運航準備費	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査費（入渠費用含む）・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む） ・係留施設に係る係留費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・船員費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査費（入渠費用含む）・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む） ・係留施設に係る係留費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・保険料（船体保険料・P & I 保険料） ・固定資産税 ・船員費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・P S Cは防衛省自ら、P F I - L C Cは民間事業者が船舶を管理・運航する前提で、本事業の実施に必要な体制及び経費を見込んで算出した。
② 2号船舶サービス対価の算出方法	2号船舶調達費（このうち資金調達に係る費用は③を参照のこと。）	<ul style="list-style-type: none"> ・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・新造船舶の設計・建造費用又は中古船舶の購入・改造、試験、各種検査費用 ・保険料 ・建中金利 ・融資形成手数料 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶調達に係る必要経費については、P S C及びP F I - L C Cともに、同様の前提条件のもと、見積額を算出した。
	2号船舶維持管理・運航準備費	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査費（入渠費用含む）・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む） ・係留施設に係る係留費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・船員費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期検査費（入渠費用含む）・修繕費 ・運航に必要な船体清掃費用（入渠費用含む） ・係留施設に係る係留費用 ・船用品費 ・維持燃料費 ・保険料（船体保険料・P & I 保険料） ・固定資産税 ・船員費 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・P S Cは防衛省自ら、P F I - L C Cは民間事業者が船舶を管理・運航する前提で、本事業の実施に必要な体制及び経費を見込んで算出した。
③資金調達にかかる費用の算出方法		<ul style="list-style-type: none"> ・本事業船舶調達費は、出来高に応じ支払 ・本事業船舶維持管理・運航準備費は発生年度に支払 	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業船舶調達費に必要な資金のうち一部を借入金で資金調達し、これに伴って事業期間に支払う借入利息及び事業者の税引前利益の一部を含めて各船舶の船舶調達費として計上 	<ul style="list-style-type: none"> ・E - I R Rを一定水準確保。 ・資金調達条件については、過去のP F I 事業の実績等を参考としたほか、近時の類似P F I 事例を元に設定した。
④その他の費用		—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の開業費用 ・全般管理業務費用 ・事業者の管理費、利益 	<ul style="list-style-type: none"> ・P F I - L C Cは、過去のP F I 事業の実績等を参考としたほか、本事業の実施に必要な体制及び経費を見込んで算出した。